社会福祉法人青森市社会福祉協議会

第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】
重要事項説明書

令和８年度４月１日現在

１．事業者の概要

＜法人の概要＞

法人名称	社会福祉法人青森市社会福祉協議会
所在地	青森市本町四丁目１番３号
代表者	会長　成田　幾末
電話番号	０１７‐７２３‐１３４０
ＦＡＸ	０１７‐７７７‐０４５８

＜事業所の概要＞

事業所名	社会福祉法人青森市社会福祉協議会　青森市中央
所在地	青森市本町４丁目１番３号
電話番号	０１７－７７４－２６８３　０１７－７２３－１３４０
FAX	０１７－７７４－２７９４
事業所番号	第０２７０１０６１５６号
管理者	中　誠
事業の実施地域	青森市
事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当事業を提供することを目的とします。
事業の運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
利用定員	１日あたり　３５名
通常の事業の実施地域	青森市（青森市浪岡は除く）

２．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護相当事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 名	常 勤	非常勤	兼務の別	業 務 内 容
管 理 者	１名		あり	職員及び業務の管理
生活相談員	３名	－	あり	利用者の生活指導並びに他職種との業務の連絡調整
介 護 職 員	８名	５名	あり	利用者の介護及び入浴介助等各種サービスの提供
看護師	２名	１名	あり	利用者の健康状態の確認及び日常生活上の保健指導
機能訓練指導員	２名	1名	あり	利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練
運転手	－	1名	なし	送迎車輌の運行及び車輌の管理を行います。
調理員	１名	３名	なし	利用者の状況に応じた食事の献立作成及び調理、提供を行います。

３．当事業所が提供するサービス

＜サービスの概要＞

⑴　指定介護予防通所介護相当事業計画の作成

⑵　介護　　利用者に添う介護を提供します。

⑶　入浴サービス　　入浴に関する介助を行います。

⑷　食事等の提供　　安全な食材で調理し、食事を楽しんで、いだけるように心かけ、また必要な方は食事介助も行います。

⑸　生活相談　　日常生活上等の相談を行います。

⑹　レクリエーション等活動　　体操、ゲーム、創作活動等を提供します。

⑺　外出　　指定介護予防通所介護相当事業計画に基づいた外出を行います。

⑻　口腔機能維持向上訓練　　口腔機能向上サービスの管理指導計画に基づいて行います。

４．営業日時

営　業　日	月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月３日及び、第２･第４土曜日を除く。
営業時間	午前８時３０分～午後５時００分
サービス提供日	月曜日～土曜日（第２･第４土曜日を除く）
提供時間	夏時間（4月～9月）：午前9時30分から午後4時30分まで 冬時間（10月～3月）：午前9時30分から午後3時30分まで

５．利用料

ご契約者が青森市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当事業のサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割、2割又は3割です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）介護予防通所介護相当事業の利用料

1割負担の方	事業対象者 要支援１	要支援２
1. サービス利用料金	１７，９８０円	３６，２１０円
2. 介護保険から給付される金額	１６，１８２円	３２，５８９円
3. サービス利用に係る自己負担額（１割）	１，７９８円	３，６２１円
2割負担の方	事業対象者 要支援１	要支援２
1. サービス利用料金	１７，９８０円	３６，２１０円
2. 介護保険から給付される金額	１４，３８４円	２８，９６８円
3. サービス利用に係る自己負担額（２割）	３，５９６円	７，２４２円
3割負担の方	事業対象者 要支援１	要支援２
1. サービス利用料金	１７，９８０円	３６，２１０円
2. 介護保険から給付される金額	１２，５８６円	２５，３４７円
3. サービス利用に係る自己負担額（３割）	５，３９４円	１０，８６３円

※利用者の希望または心身の状況等によりサービスを中止した場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。また、キャンセル料は一切発生いたしません。

※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70／100 となります。

＜加算＞

上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加　　算	利用料	利用者負担額（1 割）	利用者負担額（2 割）	利用者負担額（3 割）	要件回数等
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1,600 円	160 円	320 円	480 円	３ヶ月以内の期間に限り１ヶ月に 1 回を限度
サービス体制強化加算Ⅲ 事業対象者 要支援１ 要支援２	1 月につき 240 円 480 円	1 月につき 24 円 48 円	1 月につき 48 円 96 円	1 月につき 72 円 144 円	１ヶ月につき
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円	１ヶ月につき
介護職員処遇改善加算Ⅳ	基本サービス費に各種加算減算を行った総単位数（所定単位数）の 64/1000				１ヶ月につき ※令和８年５月まで
	基本サービス費に各種加算減算を行った総単位数（所定単位数）の 83/1000				１ヶ月につき ※令和８年６月から

※口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して介護予防通所介護相当事業を行った場合に算定します。

※科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を介護予防通所介護相当事業の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

※介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

（2）その他の費用

食　費	食事の提供を受けた場合、１回につき５００円の食費をいただきます。
その他	上記以外の創作活動等にかかる費用や日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（3）利用料の支払い方法

A．口座振替によるお支払い　・サービスを利用した月の翌月の２０日（振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。

B．現金支払い　・サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

＜サービスの利用頻度＞

利用する曜日や内容等については、介護予防ケアマネジメントに沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護相当事業計画に 定めます。但し、ご契約者の状態の変化、介護予防通所介護相当事業計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

＜利用の中止、変更、追加、終了＞

① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護相当事業の利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

② 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防通所介護相当計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

④ 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の5日前までに口頭、電話等でお申し出ください。

⑤ 自動終了は以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

1. 利用者が介護保険施設に入所した場合（入所日の翌日）
2. 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該等（自立）と認定された場合
3. 利用者が死亡した場合（死亡日の翌日）
4. 利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）が、契約を締結しなかった場合

5. 利用者が入院又または病気等により 3 ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

６．サービスの利用に関する留意事項

(1) 主治医から指示事項がある場合は申し出ること。
(2) サービス利用中に気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
(3) 乗車中はケガや事故防止のため席を立ったりしないこと。
(4) 事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営業活動は行わないこと。
(5) 食中毒防止のため、食べ物の持ち込みは行わないこと。
(6) 事業所内での飲酒は行わないこと。
(7) 金銭、貴重品の管理は、原則として自己の責任において管理すること。
また、必要以上に金銭、貴重品を持ち込まないこと。
(8) 物の貸し借りや譲渡等は、トラブルの原因となるので行わないこと。
(9) その他、必要に応じて留意事項が示されたときは、従業者の指示に従い行動すること。

７．事故発生時の対応方法

（1）サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村等に連絡を行います。
（2）当事業所の指定介護予防通所介護相当事業により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の傷害保険と福祉事業者総合賠償責任保険契約を結んでおります。）

８．個人情報の保護

（1） 事業所は、利用者又は個人の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
（2） 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ得るものとします。

９．秘密の保持

（1） 従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を洩らしません。
（2） 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者であった期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持させるべき旨を雇用契約の内容とします。

１０． 衛生管理等

（1） 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

（２） 事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

（３） 事業所は、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１１．非常災害対策

事業者は、消防法に規定する防火管理者を定め、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく年２回の避難訓練を行います。

１２．業務継続計画の策定等

事業所は、業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

１３．地域との連携

事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

１４．苦情等の受付窓口

⑴ 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受付します。

相談窓口	生活相談員　我満　美佳、三上　尚子
苦情解決責任者	管理者　　中　　誠
電話番号	０１７-７７４－２６８３
ＦＡＸ	０１７-７７４－２７９４

※受付時間　午前８時３０分から午後５時００分までですが、時間外（午後９時００分まで）は、守衛等から受付担当者に連絡し対応します。

⑵ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を把握するとともに、担当者からも事情を確認します。

・担当者は処理結果について管理者に報告するとともに、必要あると判断した場合は、苦情解決責任者まで含めて検討会議を行います。

・検討の結果、速やかに具体的な対応を行います。

・記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

⑶ 苦情の対応について

社会福祉法人青森市社会福祉協議会福祉サービス苦情処理解決第三者委員会を開催し、苦情処理の対応にあたります。

（4）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課 （事業者チーム）	所在地　青森市新町１丁目３番７号 電話番号　０１７－７３４－５２５７（直通） 受付時間　午前８時３０分～午後６時００分（土曜日・日曜日・祝日１２月２９日から１月３日まで休み）
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地　青森市新町２丁目４番１号 電話番号　０１７－７２３－１３０１（直通） 受付時間　午前９時００分～午後４時００分（土曜日・日曜日・祝日１２月２９日から１月３日まで休み）

１５．虐待の防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待防止委員会の設置
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 虐待の防止に関する責任者の選定
(4) 成年後見制度の利用支援
(5) 職員に対する虐待の防止を啓発普及するための研修の実施
(6) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを青森市に通報するものとします。

虐待防止に関する受付担当者	生活相談員　我満　美佳、三上　尚子
虐待防止に関する責任者	管理者　　中　　誠

１６.身体拘束等

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)　切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
(2)　非代替性…身体拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
(3)　一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１７．ハラスメント対策

(1)当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2)利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

１８．緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急連絡先等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏　　名	
	電話番号	

緊急連絡先	氏　　名		続　柄	
	住　　所			
	電話番号			

第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】提供同意書

令和　　年　　月　　日

第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	青森市本町４丁目１番３号
	事業者名	社会福祉法人青森市社会福祉協議会
	代表者名	会長　成田　幾末

事業所	所在地	青森市本町４丁目１番３号
	事業者名	社会福祉法人青森市社会福祉協議会　青森市中央
	説明者氏名	印

私は、本書面により事業所から第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】について重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者	住　所	
	氏　名	印

署名代行者又は法定代理人	住　所	
	氏　名	印
	続　柄	

本重要事項説明書は、令和８年４月１日より適用するものとする。